

# 売 買 契 約 書

売出人 釜石市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により売払物品の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、この契約の物品（以下「売払物品」という。）を乙に売渡し、乙は、これを買受ける。

車名	車両番号	数量	初度登録年度
トヨタ ランドクルーザー	岩手800さ5987	1台	平成13年11月

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円、リサイクル料9,260円）とする。

2 乙は、前項の売買代金を、甲が発行する納入通知書若しくは甲の指定する口座への銀行振込により、指定期日までに納入するものとする。

（所有権の移転）

第3条 売払物品の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

（物品の引渡し等）

第4条 甲は、売払物品の所有権が移転したときに、売払物品を現状有姿で乙に引渡しものとする。

2 売払物品の引渡しは、乙は甲の立会を得て、当該売払物品の所在する場所において行うものとする。

3 乙は、売払物品の所有権が移転した日から甲が指定する期日（以下「引取期限」という。）までに売払物品を引取らなくてはならない。

4 乙は、売払物品を引取ろうとするときは、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

5 乙が引取期限までに売払物品の引取りを完了しないときは、甲が特に承認した場合を除き、甲の都合により甲が残存物件を処分することがあっても乙は異議の申立てができない。

6 前項の場合において、乙は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

（危険負担）

第5条 この契約締結後、売払物品が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 甲は乙に対し、売買物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであっても、一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は甲に対し、売買物件がこの契約に不適合であることを理由として履行の追完、売買代金の減額、この契約の解除又は損害賠償請求をすることができないものとする。

2 甲がこの契約に基づき乙に移転した権利がこの契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）についても、前項と同様とする。

(引取期限の延長)

第7条 乙は、天災地変等やむを得ない事由に因る場合、又はその他乙の責めに帰すことができない理由により引取期限までに売払物品の引取りが完了することができない時は、甲に対して遅延なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲と乙とが協議して定める。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、引取期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みが明らかでないときと甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、この契約に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその使用人をいう。以下この号において同じ。）が釜石市暴力団排除条例（平成27年釜石市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（釜石市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している  
と認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が  
アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し  
たと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購  
入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、  
甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、契約金額の10分の  
1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が納入した金額があ  
るときは、これを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、  
甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約  
の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引  
の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49  
条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあって  
は、同法第50条第1項に規定する納付命令）又は同法第66条第4項の規定による  
審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定により、この審決の取消しの訴え  
が提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占  
禁止法第77条第1項の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて  
請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人をいう。）が刑法（明  
治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（返還金の相殺）

第10条 甲は、第8条第3項又は前条第2項の規定により代金を返還する場合におい  
て、乙が違約金又は損害金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全  
部又は一部と相殺する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承  
継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を

得た場合は、この限りでない。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(一般的損害等)

第13条 この契約の履行に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(信義則)

第14条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 釜石市  
代表者 釜石市長 小 野 共 (印)

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 (印)